

駐車禁止場所



神戸ドライバースサポート

神戸・芦屋・西宮 ベーバードライバー出張教習 企業向け研修・講習

駐車と停車の意味

(道路交通法 第2条第1項第18号・第19号)

駐車とは

①車が継続的に駐車すること

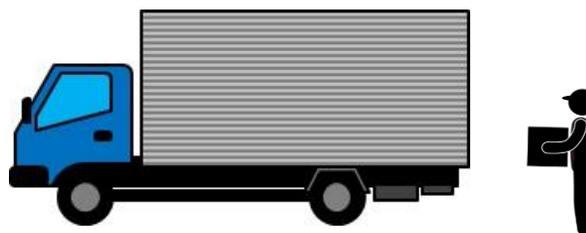
- ・客待ち荷待ち
- ・5分を**超える**荷物の積みおろし
- ・故障
- ・その他の理由

②運転者が車から離れていて、すぐに運転できない状態で停止すること

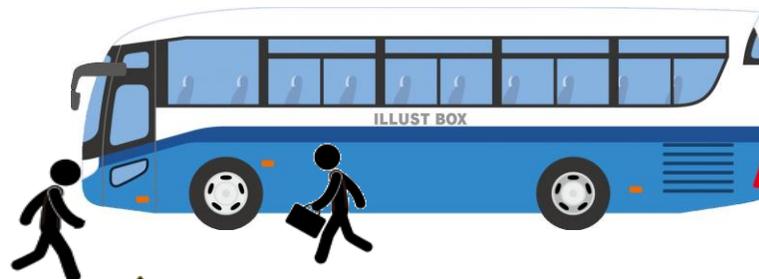
停車とは

駐車以外の車の停止をいう

- ・人の乗り降りのための停止
- ・5分**以内**の荷物の積みおろし
- ・運転者が車から離れない停止
- ・運転者が車から離れていても、すぐに運転できる状態での停止



荷物の積みおろしは、5分で判断



人の乗り降りのための停止には、時間制限がありません

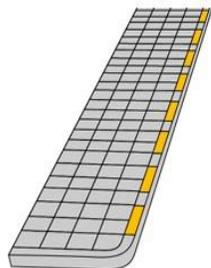
駐車禁止場所 (道路交通法 第45条第1項)

①道路標識や標示がある場所

道路標識



道路標示



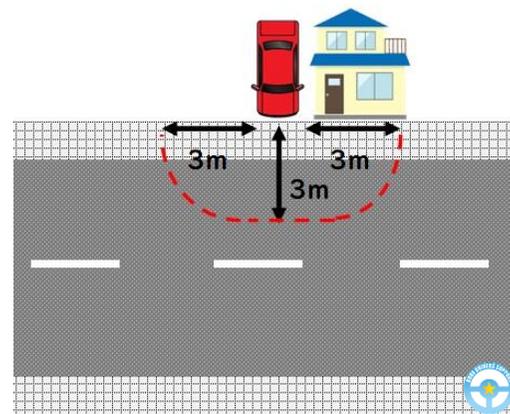
②火災報知機から1m以内



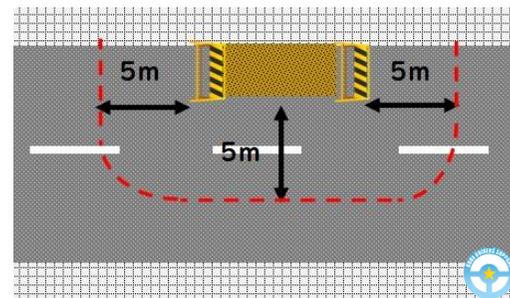
Point!!

電話の普及やいたずらの多発などで、1974年までに全廃されましたが、現在でも法規上でのみ存在しています

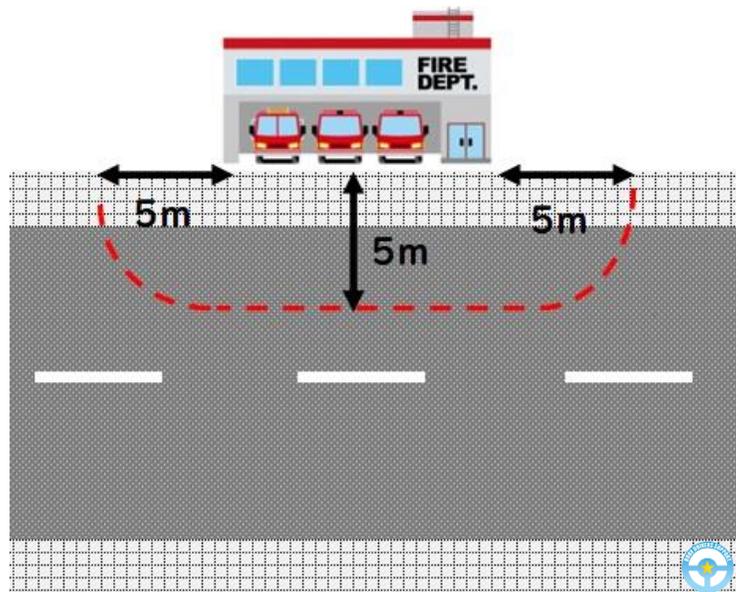
③駐車場、車庫などの出入口から3m以内



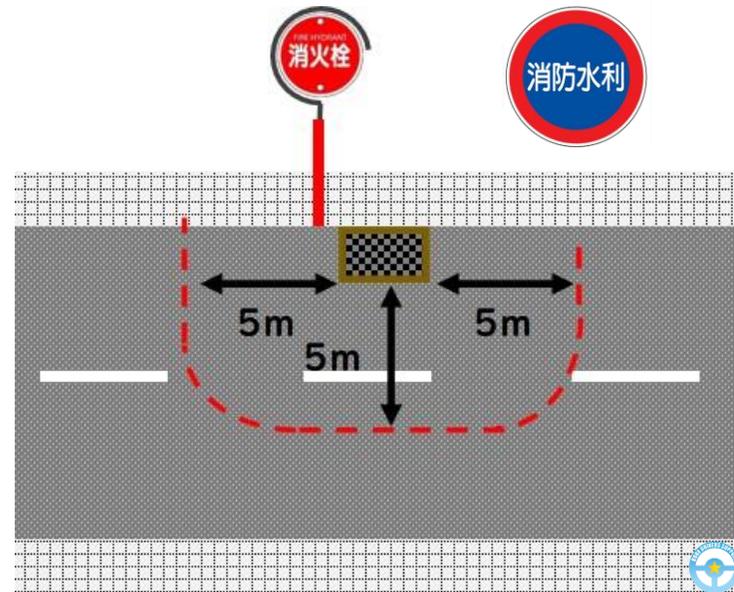
④道路工事の区域の端から5m以内



⑤ 消防用機械器具の置場、消防用防火水槽、これらの道路に接する出入口から5m以内

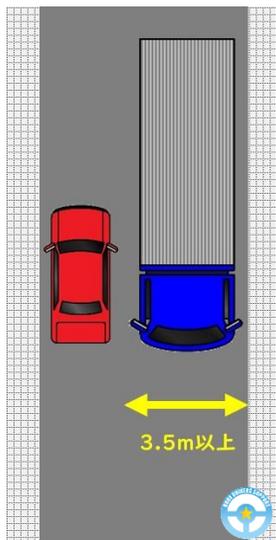


⑥ 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置や、消防用防火水槽の取り入れ口から5m以内



無余地駐車禁止とその例外

(道路交通法 第45条第2項)



駐車した場合、車の右側の道路上に3.5m以上の余地が無くなる場所では、駐車してはいけません



Point!!

大型自動車(幅2.5m)が左右0.5mの安全間隔を保って通行できるようにするためのルールです

ただし

- ①荷物の積みおろしをする場合で運転者がすぐに運転できる状態にあるとき
- ②傷病者の救護のためやむを得ないとき

は、例外として駐車することができます

駐車余地



駐車余地6m

車の右側の道路上に補助標識に示されている余地がとれないときは、駐車してはいけません



Point!!

「道路の幅が6m」ではありません



長時間駐車禁止 (自動車の保管場所の確保等に関する法律 第11条)

I 自動車は、道路を車庫がわりに使用してはいけません

II 自動車は、道路上に駐車する場合、**同じ場所に引き続き12時間**
(夜間は8時間)以上駐車してはいけません



特定の村の区域内の道路を除きます

ただし

- ・災害応急対策の実施
- ・自衛隊活動
- ・看護などが必要なとき
- ・報道取材でやむを得ないとき
- ・火事などで自宅に帰れない理由で、警察署長に届け出たときなどは除きます。



たとえ標識などもなく、無余地駐車でもなく、法に抵触しない場合でも、道路を車庫がわりにはできないのです



(自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令 第4条)



出張ペーパードライバー講習については

神戸ドライバーズサポート

検索



で、ご確認ください

<https://www.kobe-drivers-support.com/>



神戸ドライバーズサポート

神戸・芦屋・西宮 ペーパードライバー出張教習 企業向け研修・講習